

条例コーナー

静岡県地震対策推進条例

【条例の概要】

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、予想される東海地震や神奈川県西部の地震などの大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、

県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要である。

このため、本条例では、条例制定に至る経緯と趣旨を明記し（前文）、県及

市町村並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保などの地震防災のための措置等について定め、地震対策の的確な推進を図り、地震災害に強い県づくりを行うことを目的に、全八条及び附則によって次のとおり構成されている。

【制定の理由・背景】

静岡県では、阪神・淡路大震災を契機に、北海道南西沖地震における奥尻島の津波被害など、最近の地震災害から得られた貴重な教訓を、本県が進めている東海地震や神奈川県西部の地震対策にかかるため、全庁組織を挙げて地震対策の総点検を行い、阪神・淡路大震災の発生後四ヶ月をかけ、平成七年五月に「地震対策300日アクションプログラム」（行動計画）を策定した。このアクション

前 文
第一章 総則（一条）
第二章 県及び市町村の責務等（二条）
（一条）

リスト

2000.3.15 (No. 1174)

平成八年三月二八日静岡県条例第一号

第五章 地震発生時の緊急交通の確保
第一節 地震発生時の交通規制等（二一
条～二四条）

第六章 被災建築物の応急危険度判定（三
条～三〇条）

第七章 雜則（三四条～三八条）
附 則

第三節 陸海空の緊急輸送の確保（二七
六条）

第一条 県民の責務（一二条～一四条）

第四章 既存建築物等の耐震性の向上（一
五条～一〇〇条）

この総点検の中で、①持続的な地震防災対策を組織の内外にわたり、広範囲かつ効果的に徹底していくこと、②県民と行政が一丸となって地震対策を推進すること、が重要で急務であるとの考え方として、アクションのうち、特に県民の協力を得て強力に推進すべき対策を重点的に取り上げ、体系化して、条例を制定するとした。

「既存建築物の耐震性の向上」、「建築物の落下対象物の安全性の向上」、「プロック塀等の安全性の向上」では、行政指導の内容及び手順を含めた具体的な対策を規定し、緊急輸送路、避難路、避難地若しくは避難所に面するものの耐震診断や耐震改修が行われていない場合には、所有者に対し指導及び助言に比べ、より具体的な対応を求める指示ができるとしている。一八条の「自動販売機の安全性の向上」では、自動販売機の据付けについては、日本工業規格の据付けに関する一定の耐震基準があるだけのため、本条例で、自動販売機を設置するにあたり、規則で定める据付け基準に適合させ、設置する義務を規定している。なお、本県が全国で最初に導入した応急危険度判定士の資格、権限等を三二条で規定している。

大規模地震の被害は、広域にわたり、様々な形で現れるが、特に人命に関わる被害の要因となるのが、古い建築物の倒壊や、建築付属物の落下、門扉や塀の転

倒等であり、また、それらの残骸物が避難路や緊急輸送路の通行障害となり、消防車両の運行障害となり、消火や救出救助などの応急対策の遅れを生じさせることにより、被害の一層の拡大を招くこととなることから、県・市町村が連携し、建築物等を所有・管理する者の協力を得て、耐震化や落ト・転倒防止措置を講じ、安全性の確保を図ることとしたものである。一五条から一七条の取り上げ、体系统して、条例を制定するとした。

2000.3.15 (No.1174)

リスト

- 建築物の耐震診断及び耐震改修について**
指導及び助言をすることができる。
- 4 知事は、緊急輸送路、避難路（市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。）又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所（以下「避難地等」という。）に面する既存建築物（耐震改修促進法第4条第2項の規定の適用を受ける特定建築物を除く。以下この項において同じ。）について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。**
- 5 県は、既存建築物の耐震性の向上に關し、情報の収集、研究開発の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**
- （建築物の落下対象物の安全性の向上）**
- 第16条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物（以下「広告塔等」という。）の所有者等（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物（建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。）を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。**
- 2 県は、市町村と連携して、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、ロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。**
- 3 県は、市町村長と連携して、ロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。**
- 4 知事は、市町村長の協力を得て、ロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。**
- 3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるとときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。**
- 4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。**
- 5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。**
- （ロック塀等の安全性の向上）**
- 第17条 ロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ロック塀等」という。）の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修（生け垣への転換等の措置を含む。以下この項において同じ。）を行いうよう努めなければならない。**
- 2 県は、市町村と連携して、ロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。**
- 3 県は、市町村長と連携して、自動販売機の据付け状態等を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。**
- （交通規制への協力等）**
- 第22条 知事は、市町村長と連携して、地震が発生した場合において車両の通行の禁止又は制限（以下「通行禁止」という。）を行ふものとする。**
- 物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。**
- 3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるとときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。**
- 4 知事は、市町村長の協力を得て、ロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。**
- 3 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるとときは、当該ロック塀等の所有者に對し、必要な指示をすることができる。**
- 4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるとときは、当該ロック塀等の所有者に對し、必要な指示をすることができる。**
- 5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるとときは、当該ロック塀等の所有者に對し、必要な指示をすることができる。**
- 6 県は、ロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。**
- （自動販売機の安全性の向上）**
- 第18条 自動販売機（屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下同じ。）の所有者等及び据付け業者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定める自動販売機の据付け基準に適合するよう自動販売機を据え付けなければならない。**
- 2 自動販売機の所有者等は、自動販売機を据え付けたときは、その自動販売機の据付け年月日、所有者等の氏名又は名前を表示して、前項の据付け基準に適合するよう自動販売機の据付け方法の改善等の措置を講ずることができる。**
- （緊急交通の確保のための総合調整）**
- 第1節 地震発生時の交通規制等**
- 第5章 地震発生時の緊急交通の確保**
- 第19条・第20条 [略]**
- （緊急交通の確保のための総合調整）**
- 第21条 県は、地震発生後の消火、救助、救援その他の応急措置の迅速かつ円滑な実施に必要な緊急交通を確保するため、市町村、国の機関その他防災関係機関、関係事業者等との総合的な調整を行ふものとする。**

等」という。が行われたときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため当該通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を広報し、県民の協力を求めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合において、公安委員会が行う被災地域及びその周辺の地域における車両の通行禁止等に従うだけでなく、消火、救出救助、救援その他の応急措置を行う緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努めなければならない。

(車両の使用に関する順守事項)

第23条 県民は、地震が発生したときは、車両の使用に関し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1)避難に当たっては、車両の使用を自粛すること。

(2)車両を運転しているときは、道路の左側に停止すること。

(3)車両を置いて避難するときは、できる限り車両を道路外に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車すること。

(交通指導経験者への協力要請)

第24条 公安委員会は、地震が発生した場合における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、交通指導の実務経験を有する者に対し協力を要請することができる。

第2節 道路の迅速な復旧

(道路上の障害物の除去等の体制)

第25条 知事は、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確

保するため、通行の妨害となる物件の除去及び被災した道路の迅速な応急復旧に関し必要となる事項について、公安委員会、他の道路管理者、関係事業者等とあらかじめ協議し、地震発生後直ちに対応できる体制を確立しておくものとする。

(空き地等の使用)

第26条 広場その他の空き地等の所有者等は、地震が発生した場合において、次に掲げる空き地等の使用の申し入れがあつたときは、その使用に積極的に協力をしなければならない。

(1)警察官が緊急通行車両の円滑な通行を確保するため通行の妨害となる道路上の物件の一時保管を目的として行う使用(2)道路管理者が被災した道路を応急復旧するため道路上の廃棄物の仮置きを目録的として行う使用

2 知事は、市町村長と連携して、前項各号の使用が円滑にできるよう空き地等の調査を行い、あらかじめ、その所有者等に協力を依頼する等により、その確保に努めなければならない。

第27条～第30条 [略]

第6章 被災建築物の応急危険度判定

第31条 [略]

(応急危険度判定士)

第32条 知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、及び登録するものとする。

2 知事又は市町村長は、応急危険度判

定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することがができる。

3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、できる限りの体制を確立しておくものとする。

(公表)

第33条 [略]

第36条 知事は、第15条から第18条までの規定による既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

第35条 [略]

(公表)

第37条 知事は、第15条から第18条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。)の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその

機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)によつてはその損害がてん補されない場合であつて、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときは

第7章 雜則

(補償)

第34条 知事は、県又は市町村の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)によつてはその損害がてん補されない場合であつて、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときは

その限度において、議会の議決を経て定めた額の補償をすることができる。

2 知事は、県又は市町村の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合

これを提示しなければならない。

(委任)

第38条 この条例に定めるものは、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例は、平成8年4月1日から施

行する。

附則